

## 障がいのある学生への支援に関するガイドライン

### 1. 目的

聖和学園短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき本学で学ぶ学生が障がいの有無にかかわらず、すべての学生が互いの人格や個性などを尊重しあいながら、修学及び学生生活を送れる環境づくりを目指します。障がいのある学生への支援が円滑に行われるように、学科、関係部署及び教職員が緊密に連携し、本ガイドラインに基づき、合理的配慮の観点から障がいのある学生へ入学前から就職まで総合的に支援を行います。

### 2. 合理的配慮

平成28年4月より、「障害者差別解消法※」が施行されました。これにより、障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で社会的障壁の除去のために行う変更や調整が求められます。  
(※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

### 3. 支援対象

修学及び学生生活において、本人及び保護者が支援を受けることを要請し、その必要性が認められた学生及び入学希望者が対象となります。

### 4. 支援方針

支援は原則として、本人及び保護者からの要請に基づき行います。支援ニーズを本人及び保護者との面談により把握し、どんな配慮ができるかを話し合い、合意に基づき支援を決定します。また、定期的に面談を行い、支援の内容を見直し、適正な支援を目指します。

### 5. 障がいのある学生への支援

#### (1) 個別面談及び個別支援

障がいのある学生支援は、保健管理センターが窓口になり（オープンキャンパス、入学試験時は入試センター）、修学支援及び学生生活での支援、進路支援などについて学科教員、保健管理センター、学生相談室等の職員を交え、個別面談を行い、支援内容を決定します。障がいのある学生一人ひとりの要請に基づき、連携、協力して個別対応を行います。また、支援が適切に行われているかを定期的に面談し、確認します。

#### (2) 家族との連携や家族への支援

#### (3) 関係部署や教職員との連携・協働による支援ネットワークの構築

障がいのある学生が授業時に必要とする配慮について、所属学科を通じて授業担当教員へ事前に伝えます。また、必要に応じて校内各部署へ配慮内容を伝え、本学全体で支援を行います。

#### (4) 学内環境の整備

障がいのある学生の個別の必要性に対して合理的配慮を行うため、ユニバーサルデザインの推進、施設等のバリアフリー化の促進に向け、可能な限り改善を図ります。

#### (5) 試験・成績評価について

公平に試験が受けられるように配慮を行い、成績評価については全学生同一基準で行います。

### 6. 情報公開

障がいのある学生及び障がいのある入学志願者に対して、本ガイドライン（支援の方針、相談体制等）を、Webサイト等を通じて公開します。

### 7. 研修・啓発

障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、FD等を通して必要な研修及び啓発を行います。

### 8. このガイドラインの改廃は、教授会で審議し、学長が決定します。

### 付 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行します。

このガイドラインは、令和7年4月1日から一部改正施行します。（担当窓口変更）